

「自動車リサイクルオンラインブースの設計構築・保守運用業務」仕様書

1. 目的

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく指定法人としての役割および使命を踏まえ、また本財団の使命である自動車ユーザー等の便益の確保および国民経済の健全な発展に寄与し、循環型社会の実現に向けて自動車リサイクルに関する理解活動の取組みを推進することを目的としている。

2. 本調達の概要

本仕様書ならびに入札参加表明書を受理した後に別途配付する仕様書別紙(詳細仕様書)に記載の要求仕様を満たす為に必要なハードウェア・ソフトウェア等を受託者が用意し、保守・運用サービスを提供するサービス提供型の業務委託とする。

なお、今回の入札では、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)をスマートに融合させた革新技術により、コロナ禍時代にも対応した新たなユーザー向けサービス「自動車リサイクル オンラインブース」を展開し、これを最大限活用して理解普及に取り組むこととしているため、革新技術により利用者の満足度を高めることができる提案を期待している。

※利用者は全ての自動車ユーザー(日本国内の地域、年代、性別の幅広い方々)

委託概要及び委託期間は以下のとおり。

(1) 委託概要(以下「本業務」という)

1) オンラインブースの設計・構築(主として以下の内容も含む)

- ① オンラインブースをCGなどで製作し、その情報システムのサービスを提供する
- ② AIチャットボット機能を実装する
- ③ アンケート機能を実装する
- ④ インフォメーション機能を実装する
- ⑤ 3D・CG等による自動車リサイクル処理工程を紹介した動画を制作・実装する
- ⑥ 上記①から⑤の他、本財団が要求するコンテンツを制作・実装する
- ⑦ 情報・コンテンツがタイムリーに更新できる運用機能を提供する(テスト環境含む)
- ⑧ 稼働状況がレポートできる運用機能を提供する

2) オンラインブースの保守・運用(主として以下の内容も含む)

- ①情報システムの保守・管理を行う
- ②十分なサポート体制と各種運用サービスを提供する

(2) 委託期間

- 1) オンラインブースの設計・構築: 契約締結日から2021年3月31日
- 2) オンラインブースの保守・運用: 2021年4月1日から2026年3月31日(5年間)

(3) 納入場所

本業務は、国内拠点でのサービス提供とする。
ハードウェア等は、日本国内に設置されていることとする。

3. 責任の所在

(1) 保証

機器等の障害、不具合等が発生した場合は、代替機への交換等必要な措置を行い、要求仕様を満たすサービスを提供すること。

(2) 秘密保持義務

受託者は、本業務において本財団が提供する資料(以下「提供資料」という。)について、外部に漏洩しないよう厳格に管理しなければならない。また、提供資料については、作業完了後直ちに本財団に返却しなければならない。ただし、本財団が認めた場合には、確実に消去又は処分することも可とする。

(3) 権利等

- 1) 受託者による本財団に対する納品物に関する著作権(著作権法27条、28条の権利を含む)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、本財団が保有するものとする。
- 2) 受託者は、本件業務に関する自ら企画・制作・作成した著作物に対して、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- 3) 受託者による納品物は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、本財団以外の第三者の知的財産権が関与する内容を納入物に織り込む場合は、イ) 事前に当該権利保有者の了承を得、ロ) 納品物内に出典を明記し、ハ) 当該権利保有者に二次利用の了承を得るものとする。
- 4) 受託者は、納品物に関与する第三者との全ての権利処理を行い、本財団に納品する。
- 5) 本件に係り、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、受託者の負担において一切を処理すること。

※詳細は本財団が受託者と取り交わす契約の定めによる。

4. 工程

受託者は、落札から 2021年 4月 1日稼働開始までの全工程スケジュール案を作成し、本財団の承認を得る必要がある。概要は以下のとおり。

詳細は、入札参加表明後に別途配布する仕様書別紙(詳細仕様)に記載の要求仕様を参照し本財団と協議のうえで全行程スケジュールを作成すること。

- ・2020年12月 契約締結
- ・2021年 3月 設計・構築・移行完了
- ・2021年 4月 稼働、運用・保守開始

5. 支払い

(1)オンラインブースの設計・構築

受託者が本財団に納品する各種設計書と保守運用計画書等のドキュメント及び2021年3月までに行われる設計・構築・移行についての本財団検収後、受託者が発行する請求書に基づいて支払うものとする。

(2)オンラインブースの保守・運用

受託者が本財団に月次で行う稼働報告についての本財団検収後、受託者が発行する請求書に基づいて支払うものとする。

※詳細は本財団が受託者と取り交わす契約の定めによる。

以 上